

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業まんのう地区（農業用排水施設整備事業）新生上地区・新生下地区）計画を平成24年3月15日定めた。

その関係書類をまんのう町建設土地改良課において平成24年3月27日から同年4月16日まで縦覧に供する。

平成24年3月23日

香川県知事 浜 田 恵 造